

根室市議会 文教厚生常任委員会

2015 年 2 月 16 日、根室市文教厚生常任委員会(本田委員長)は委員協議会を開催し、今年 4 月からスタートする新たな行政計画(個別計画)について、行政担当課より説明を受けました。

根室市は、総合計画(現在は来年度始動の第 9 期計画を策定中)を頂点にして保健、福祉、経済など各分野にわたるさまざまな個別の行政計画を策定しています。この各計画の基本的な方針にもとづいた行政運営がされています。法令に定められた計画や、市が任意に策定した計画等がありますが、その数はこれから策定する予定のものを合めると 50 計画以上になるそうです。

特に今年度から来年度にかけては、期限更新の切り替えをふくめて、いくつもの計画を策定することになっており、今回説明を受けた行政計画はその一部です。ちなみに今回、文教厚生常任委員会が行政から説明を受けた行政計画は、

- 根室市高齢者保健福祉計画(第 6 期)
- 根室市介護保険事業計画(第 6 期)
- 根室市障がい者計画
- 根室市障がい福祉計画(第 4 期)
- 根室市子ども・子育て支援事業計画
- 根室市放課後子どもプラン
- 根室市社会教育計画
- 根室市スポーツ推進計画

という 8 つの計画です。

詳細については、根室市ホームページの「パブリックコメント制度の「意見募集中の案件」というページに掲載されていますので、ご参照ください。(ちなみに根室市は残念ながらこの「パブリックコメント」の制度が始まって以来、市民から意見が寄せられたことがないそうです。内容が分かりにくいということかもしれませんが、市政への市民参画の機会でもあり、多くの市民が利用していただきたいと思えます)

これらの計画の元になる根拠法的には議会の議決は本来必要ありませんが、先般の議会改革の中において、議会が行う議決事項を拡大させました。このため上記のうち、高齢者保健福祉計画と障がい福祉計画は 3 月定例月議会で審議される形になります(ただし高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は分離することができないため一体的として審議される形になると思われます)。

根室市の次期介護保険料は 基準月額 4100 円に U P

すでに報道された通り、第 6 期根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画における介護保険料は、基準月額 4,100 円となり、現行の 3,700 円から 400 円引き上げとなる試算が公表されています。

将来推計からの本来的な介護保険料必要額 4,606 円に対して、介護保険事業運営基金 1 億 3,970 万円を投入し、500 円程度の抑制をはかった形になります。

介護保険料は、市町村ごとの保険料基準額に本人や世帯の課税状況などで区分された所得段階別の負担割合を乗じて決定されます。国は 2015 年度からこれまでの 6 段階から 9 段階に細分化しましたが、それと合わせて根室市ではさらに乗じる負担割合を一部修正して、低所得階層の保険料率を低くなるように、また中高所得層の保険料率を高くなるように調整しています。

また政府は低所得層に対して、消費税 10%増税を財源にした保険料の軽減対策を表明していましたが、増税を先送りしたため、この低所得者軽減対策も同じく先延ばしにされています。

介護保険料は負担の限界

ところで、根室市の基準月額 4,100 円という保険料ですが、そもそもこの基準となる所得段階(新第 5 段階)は、「本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等 80 万円を超える方」とされています。つまり月 7 万円程度の年金から 4,100 円支払うこととなります。

根室市は、それでもまだ介護保険料が「低廉だ」と言われています。前期(2012~14 年度)の全国平均の介護保険料が 4,972 円(北海道平均 4,631 円)ですから確かによその町と比べれば安いですが、それが高齢者の方々の生活実態からみてどうかは別問題です。年金が下がり続ける中、電気料金等が上がり、また後期高齢者医療の保険料も今後も上がり続けます。そのうえ昨年 4 月の消費税増税です。高齢者の生活は困難を増す一方です。

今後も膨らみ続ける介護給付費に対して 65 歳以上に対して定率の負担割合を強いる現行制度が限界になってきており、抜本的な国の財政的な問題を含めた制度改正が必要になってきています。前述の先延ばしにされた低所得者軽減対策は、保険料以外の財源を投入しなければならぬ実情を反映したものと言えます(もっとも消費税増税が財源では、引き続き低所得者の生活を苦しめることに変わりありませんが)。



介護施設の存続を危うくして 「地域包括ケア計画」とか言われても成り立たないのでは？

第 6 期介護保険事業計画について、国はこの計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、在宅・施設サービスを今後どのような方向性で充実させていくか、中長期的な視点が必要と言ってきました。

しかし、それならなぜ介護報酬の大幅引き下げがされてしまうのでしょうか？単純に膨らみ続ける社会保障給費を抑制するという理由だけでは、国自身が主張する介護の将来的な構想と整合性がとれません。

国は 2015 年度の介護報酬を平均 2.27%引き下げる方向です。介護職員処遇改善と中重度の要介護者や認知症高齢者への対応への加算分などを除けば 4.48%の大幅な引き下げと指摘されています。

他職種に比べ 10 万円も給与が低いと言われる介護職員の処遇改善が、今回の報酬改定でなされたとしても、全体的な報酬の引き下げで施設の経営が悪化すれば、結果としてそこで働く労働者(介護従事者)の雇用環境が、ますます悪化していきます。

医療介護の連携、介護予防、日常生活支援、高齢者の住まい確保など…地域ごとの実情をふまえて、これら包括的な体制を構築していくことが、第 6 期計画以降の大きな課題とされています。高齢になっても安心して暮らし続けられる地域社会を、行政や医療・福祉など関係機関、住民が一体となって、話し合い、考え、行動していくことが求められています。特養などの中核施設を中心にして、地域ごとの高齢者などの日常生活の支援体制を構想していきます。しかし中核となる介護施設の経営を「味方」にしては、そのような構想は絶対に成り立たないものと危惧されます。